

平成13年（行ツ）第83号

平成13年（行ヒ）第77号

在外日本人選挙権剥奪違法確認請求上告事件

上告人　　若尾龍彦　外

被上告人　　国

2005年7月13日

最高裁判所大法廷　御中

上告人　　若尾龍彦

弁論要旨

私は、ロスアンゼルスに在住する日本国籍を持った若尾龍彦と申します。本日、この最高裁大法廷において上告人本人として意見陳述をさせていただくことは誠に光栄です。

海外で日本人は日本の動く廣告塔

戦後、経済の復興とともに海外へ移住したり企業の海外展開に伴い駐在員として海外に住む日本人が急速に増加しました。ところで外国の人たちはどのようにして日本という国や日本人を認識するのでしょうか。

国際都市・ロスアンゼルスには世界から200カ国の人々が集まって暮らしており、アメリカでもアジア系の人たちが最も多いところです。しかし、一般的のアメリカ人にとってアジア人は韓国人も中国人も日本人も全く見分けがつきません。そのようなアメリカ人が、何かの折りに日本が話題になったときに

は、自分の身近な日本人（日系人）か自分の体験が判断の根拠になると思いません。

ですから、私たち海外に住む日本人や日系人は“日本の動く廣告塔”の役割を果たしているといえます。私たちの普段の行動や評判が、現地では直接日本への評価につながります。

海外からの視点を日本の国政に

私たち在留邦人は、日本政府の対応によって、日々のビジネスや生活に直接・間接の影響を受けています。そのため、国内に住んでいたとき以上に日本の情勢や国際情勢に気を配って生活しています。

日本のメディアが伝える世界情勢は、必ずしもこちらで感じるものに合致していないように感じます。ビジネスをしていて日々さまざまな事柄に直面していると、日本人たちにもこのような思いを伝えたいと思うことがよくありました。「日本は外から見るところ見えますよ」「外国人は日本をこう見ていますよ」ということを国政に反映できれば、日本にとっても自分たちにとっても役立つだろうと考えました。これが海外に住む日本人・日系人の役割なのかもしれません。

選挙ができない

ところが当時、私たち海外在住者には、日本国憲法で20歳以上の国民には等しく選挙権が保証されているにもかかわらず、実際に投票をする手段が閉ざされていました。私たちは在外投票制度の実現運動を始めてみて、はじめてそのような日本の投票制度上の欠陥に気付きました。

1996年10月20日に第41回衆議院議員の総選挙が実施されました。私たちは理屈ではなく具体的に選挙が出来ないことを確認しようと行動しました。

まず、第一に、各地の仲間が日本の最終居住地の選挙管理委員会へ投票用紙送付の依頼をしました。日本の選挙管理委員会からは「選挙人名簿に登録がないので投票用紙は送付できません」というのが回答でした。

第二に、代表5名が総領事館へ出向き、投票用紙の配布を要望しました。や

がて総領事経由で「在外公館は、公職選挙法上、投票用紙を入手し、配布する機関とはされていない」という回答が届きました。

第三は、我々の仲間が投票日の当日に浦和市内の投票所を訪れ投票実施を求めました。浦和の選挙管理委員会は「選挙人名簿に登録されていない」との理由で投票を拒否しました。

この結果、私たちは、「投票意思があるにもかかわらず投票できない」という事実が確認できました。

最高裁に期待する

私は法律には疎く、素人でよくわかりませんが、法について次のように考えています。法律は自分たちが生きてゆく中で必要な決め事ですから、世の中の情勢が変わればそれに対応して変らねばなりません。法律は完璧なものよりも現状に即したように変化できるシステムが私たちにとって必要なのだと思います。

アメリカは実際にこまめに法律が変ります。変えてみて駄目ならまた新しく法が提案され制定されてゆきます。時代時代の社会の変化、それに伴う人々の考え方の変化、それに対応する法律を作るのが「自分たちの社会は自分たちで作る」という民主主義社会のあるべきシステムだと思います。その意味で、戦後急速に経済が発展しこのように大勢の国民が海外に住むようになった現状に法の改正を行ってこなかった国会は怠慢だったといえるのではないかでしょうか？

このたびの最高裁判所・大法廷において、国民と法律のあり方、憲法にうたわれた国民の権利を実施するための各々の関連法、それを実行する行政当局のあり方について公正な判断が下されることを期待しています。それはまた、日本が国際社会で他国から評価されることにもつながるものと考えます。

以上をもって私の意見陳述を終ります。ありがとうございました。